

令和3年第3回定例会 市民厚生常任委員会審査記録（第2日目）

- 1 日 時 令和3年9月14日（火） 午前9時57分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第 73号 村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について
議第 74号 村上市精神障害者地域活動支援センター条例を廃止する条例制定について
議第 76号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 95号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第101号 令和2年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第102号 令和2年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議第103号 令和2年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（7名）

1番 鈴木好彦君	2番 上村正朗君
3番 富樫雅男君	4番 稲葉久美子君
5番 鈴木いせ子君	6番 鈴木一之君
7番 長谷川孝君	
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員（6名）

菅井晋一君	高田晃君	小杉武仁君
渡辺昌君	木村貞雄君	大滝国吉君
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
保健医療課長	信田和子君
同課国保室長	林 洋一君
同課国保室係長	本間かおり君
同課健康支援室長	平山祐子君
税務課長	大滝慈光君
同課収納対策室長	鈴木 渉君
介護高齢課長	大滝きくみ君
同課高齢者支援室長	山田美和子君
同課高齢者支援室副参事	渋谷直人君
同課地域包括支援センター長	田中加代子君
同課介護保険室長	高橋洋一君
同課介護保険室副参事	近藤知子君

福 祉 課 長	木 村 静 子 君
同 課 福 祉 政 策 室 長	石 田 浩 二 君
こ ど も 課 長	中 村 豊 昭 君
同 課 子 育 て 政 策 室 長	高 橋 朗 君
同 課 子 育 て 支 援 室 長	山 田 昌 実 君

10 議会事務局職員

局 長	長谷部 俊 一
書 記	菅 井 洋 子

(午前 9時57分)

委員長(長谷川 孝君)開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定し、本日は市民厚生常任委員会所管分についての保健医療課、介護高齢課、福祉課及びこども課所管分の案件を議題とする。

日程第2 議第73号 村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(介護高齢課長 大滝きくみ君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

介護高齢課長 おはようございます。議第73号は村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、本市が設置する瀬波デイサービスセンターについて本年度末をもって廃止することとし、それに伴い条例の一部を改正しようとするものである。瀬波デイサービスセンターについては、経年劣化等による施設の老朽化が著しくなっており、また介護保険制度の開始により民間事業所によるサービス提供が行われ、近隣地域における今後のニーズに対し、社会福祉法人を含めた民間事業所によるサービス提供体制の確保が見込まれることから、当該施設を廃止しようとするものである。説明は以上だ。よろしく願いいたす。

(質疑)

上村 正朗 それでは、2点ほど教えてください。今、社会福祉協議会が運営している施設だと思うけれども、考え方としては例えば社会福祉法人、社会福祉協議会のほうに施設を移転して、建て替えてもらおうとかという考え方もあるかなと思うけれども、そういう検討というか、社会福祉協議会との協議のようなもの、そういうのは経過としてはあったのだろうか。

介護高齢課長 今までにも社会福祉協議会にデイサービスセンターのほうを移譲ということで検討を重ねてまいったが、社会福祉協議会のほうでは移譲については引き受けないというか、そういうことがあって、検討は今までもしてきた。

上村 正朗 これは1か所なので、恐らく廃止してもほかのデイサービスセンターで利用者を飲み込むというか、引き受けることができると思うけれども、これからどんどん社会福祉協議会に限らず指定管理しているデイサービスセンターの建て替えというかが課題になってくるところが多いと思うので、その辺なかなか社会福祉協議会を含め社会福祉法人に移譲して、そこで施設の建て替え、運営やっていただくような方向

で考えていかななくてはいけないと思うけれども、基本的にはそんな考え方なのだろうか。

介護高齢課長 これからも老朽化が進んでいくかと思うが、その辺は移譲も含めて社会福祉協議会等と検討、討議を重ねていきたいと思う。

上村 正朗 分かった。条例改正については賛成というか、特に問題ないけれども、副市長のほうにお願いで、前の議会でも他の議員からもあったと思うけれども、やっぱり非常に老朽化した施設があそこに残るものだから、瀬波温泉の景観とか、そういう環境の面からいうとかなりあの街道、それこそ空き家になっているホテルもあるので、これ以上また空き家が増えてしまうというのは非常に瀬波温泉の発展のためにもよくないと思うので、その辺の跡地のほう、将来構想というか、そういうのをしっかりぜひ景観、それから瀬波温泉の発展、活性化にふさわしいような処理をぜひお願いしたいと思うけれども、いかがだろうか。

副市長 おはようございます。この施設に限らず既に使われなくなった施設もいっぱいあるわけであるけれども、委員おっしゃるようになかなかほったらかしにしておくことは景観からも決して好ましい状態ではないということも承知をしている。公共施設マネジメントプログラムを今進めているさなかではあるけれども、特に瀬波温泉という観光の地であればこそ、そういったことにも十分配慮して、計画的に進めていけるように努力したいというふうに思う。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第73号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第74号 村上市精神障害者地域活動支援センター条例を廃止する条例制定については議題とし、担当課長（福祉課長 木村静子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

福祉課長 それでは、議第74号 村上市精神障害者地域活動支援センター条例を廃止する条例制定についてご説明いたす。村上市精神障害者地域活動支援センターやまびこの家は、平成2年に開設し、平成27年4月から医療法人責善会が指定管理者として運営してまいった。しかし、障がい者が利用できる事業所が増えたことから利用者が減少し、令和4年4月1日で廃止するものだ。なお、同様のサービスを提供している地域生活支援センターはまなすに事業を移管することから、利用者へ説明を行い、ご理解をいただいたところである。以上だ。よろしく願います。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第74号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第76号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 大滝きくみ君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 議第76号 公の施設に係る指定管理者の指定についてである。本案は、高齢者生活福祉センターふれあい羽衣について、これまで適正に管理運営されており、引き続いて指定管理することが適当と考えられ、公募によらず限定指定しようとするものである。指定管理者となる団体は、社会福祉法人村上岩船福祉会、理事長、川内信一氏を指定しようとするものだ。指定期間は5年間である。詳細については、指定管理者の指定に係る資料6ページを参照いただきたいと思う。以上、よろしく願います。

(質 疑)

上村 正朗 ちょっと教えていただきたいと思う。生活福祉センター、生活支援ハウス、これは運営の経費に国費とか、国とか県の何か助成事業、補助事業、補助みたいなのはある制度なのだろうか。

介護高齢課長 補助はない。

上村 正朗 それでは、国の、幾つかお聞きしたいけれども、利用料金の表があって、ふれあい羽衣についてはちょっと資料にはないと思うけれども、所得が200万円以上の方の場合3万円か、上限3万円。国のほうの通知を見ると、参考ということなのだろうけれども、3万円の上のほうに3万5,000円、4万円、4万5,000円、5万円と5万円ぐらいまで刻んで取れるような国の通知になっているわけだけれども、県が3万円で頭打ちにしているというのは何か理由があるのだろうか。その分、収入が少なくなる可能性もあると思うので、国どおり3万円で切るのではなくて、上のほうも上げていくという考え方もあるのではないかなと思うけれども、その辺いかがだろうか。

介護高齢課長 すみません、利用者の負担額が3万円とした理由、またそれ以上負担を増やすというようなところは、申し訳ありません、ちょっと分からないので。

上村 正朗 今分からなくても、調べておいていただければ、私が見ている国の通知も今生きているものなのかどうなのか、厚生労働省のホームページから出したので、生きているのかなと思うけれども、当然指定管理料の多寡にも関係してくるので、大事な部分だと思うので、その辺確認しておいていただければと思う。あと、入居の定員は15人だったと思うけれども、単身が9と夫婦の部屋が3つの15か、実績報告を見ると、このところ数年12しか入っていないと思うので、その辺の定員をずっと何年も満たしていない。結局その分利用料収入が減ることにもなるので、その

辺の事情というか理由というか、分かったら教えていただきたいと思う。

高齢者支援室長 今ほどの件なのだけれども、2人部屋に当初は2人でお住まいになっていたけれども、例えば配偶者がお亡くなりになったとか、そういった理由で現在1人で入居されているというような状況だ。

上村 正朗 それでは、資料のほうで教えていただきたいのだけれども、指定管理者の指定に係る資料の7ページの、ちょっと分からないところがあって申し訳ない、積算内訳の中のその他というのが200万円ぐらいあると思うけれども、その他というのはこれ何だったっけ。

高齢者支援室長 通信運搬費だとか、あと手数料、それから保守料、こういうような事務的な経費などがこちらに含まれている。

上村 正朗 取りあえず最後だ。人件費が毎年960万円、1,000万円近く出ているけれども、施設長と生活指導員と生活援助員を置くことになっていると思うけれども、人件費的な内訳はどれが幾ら、何人いて幾らとかというのは出るだろうか。

高齢者支援室長 内訳だが、施設長が1人、それから生活指導員が1人、それから生活援助員が1人と非常勤の生活援助員が1人だ。なお、園長、施設長は施設を兼ねているということで、1年間満額では算出していない。

上村 正朗 額は出るか、それぞれ。

高齢者支援室長 こちらの積算の額だが、一人一人だろうか、賃金総額だろうか。

上村 正朗 いや、総額は人件費で見ていると思うので、積算の根拠の額。

高齢者支援室長 施設長は71万4,000円、生活指導員は約280万円、生活援助員は約240万円、それから非常勤は230万円、このほかに社会保険料を算出している。

上村 正朗 分かった。足していけば960万円ぐらいになるということだね。1つは生活指導員ってデイサービスの生活相談員みたいなことをやると思うけれども、12人しかいない中で1人専任だよ。専任、12人しか対象者がいなくて、生活指導員1人というのはかなり手厚く、手厚くて悪いというわけではないけれども、ほかのところの相場と比較するとかなり高いのではないかなという気はするけれども、その辺どういうようにお考えだろうか。

介護高齢課長 高齢者生活福祉センターの運営の基準として、利用者11名に対して常勤の職員が2名、非常勤が1名というふうな配置になっている。また、指導員の方に関しては、入っている方がどんどんお年を召してきて、生活、あと介護のほうとかも必要になってきて、その辺の指導等が多くなってきていると思うので、国の人員配置に基づいて配置はしている。

上村 正朗 配置は分かるけれども、対象者12人に専任1人というのは、なかなか手厚くて悪いというわけではないけれども、業務の内容が具体的に分からなくて言っているの、実は大変なのかもしれないけれども、一般的なほかのところと比べるとかなり職員的には手厚いのかなと思うけれども、手薄よりはいいのかなと思うので、この辺にしておく。あと関川村とか、ほかのところにも生活福祉センターというの結構県内ぼこぼこと同じようなものがあると思うけれども、その辺との人件費とか経費の横並びというか、特に関川に、すぐそばにあるけれども、その辺とこの辺の経費の突合というか、比較みたいなことはしたことがあるか。

介護高齢課長 特にはしていない。

上村 正朗 ということで、結論としては村上岩船福祉会であの辺の施設を一体的に運営するのでもいいと思うけれども、経費のところでも果たしてそういう耐え得るというかのもの

なのかなど、ほかの市町村の同じような施設とどうなのか、それと業務の中身として比べてどうなのかというところの検討が弱いといったら失礼だけれども、ちょっともう一つ検討していただければなと思うけれども、いかがだろうか。

介護高齢課長 この高齢者生活福祉センターは、実施施設が居住部門を指定通所介護事業所等に合わせてということで、羽衣園のデイサービスと一緒にやるということで、その職員が行っているわけなのだが、職員の給料体系とか、そういうのも参考にしながら行っているの、委員からいただいたご意見はちょっと今後参考にさせていただきたいと思う。

上村 正朗 仕事柄、生活福祉センターの利用者というか、生活福祉センターを私もいろんなあれで利用させていただいたことがあって、ありがたい施設だというのは非常によく分かっているの、その辺またさらにちょっと検討しておいていただければなと思う。以上だ。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第76号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第95号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(介護高齢課長 大滝さくみ君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 それでは、議第95号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,460万円を追加し、予算の規模を81億5,360万円にしようとするものである。7P、8Pを御覧ください。歳入では、1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料、説明欄の1、特別徴収保険料現年度分69万1,000円であるが、低所得者保険料軽減負担金追加繰入れによる財源更正で72万6,000円減額と、不足が見込まれる保険給付費地域支援事業費の保険料負担分141万7,000円の追加による差額分となる。4款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金、説明欄1、介護給付費負担金125万円であるが、保険給付費増額により追加交付を受けるものだ。2項1目調整交付金、説明欄1、介護給付費調整交付金43万8,000円であるが、保険給付費増額により追加交付を受けるものだ。説明欄2、総合事業調整交付金3万5,000円であるが、地域支援事業費の増額により追加交付を受けるものだ。2項2目地域支援事業交付金、説明欄1、地域支援事業交付金10万円であるが、地域支援事業費の増額により追加交付を受けるものだ。5款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金、説明欄1、介護給付費交付金168万8,000円だが、保険給付費の増額により追加交付を受けるものだ。2目地域支援事業支援交付金13万6,000円であるが、地域支援事業費増額により追加交付を受けるものだ。6款県支出金、1項1目介護給付費負担金78万1,000円であるが、介護給付費の増額に伴い追加交付を受けるものだ。2項1目地域支援事業交付金、

説明欄 1、地域支援事業交付金 6 万 3,000 円であるが、地域支援事業費の増額により追加交付を受けるものだ。8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金 78 万 1,000 円であるが、保険給付費の増額により繰入れを行う。2 目地域支援事業繰入金 6 万 3,000 円であるが、地域支援事業費の増額により繰入れを行う。4 目事務費等繰入金 3 万 8,000 円であるが、認定審査会経費と予備費について調整したものだ。5 目低所得者保険料軽減繰入金 72 万 6,000 円であるが、軽減対象者の増加により追加するものだ。9 款繰越金 1 億 3,781 万円であるが、前年度繰越金である。次に、歳出のほうだが、11 P、12 P を御覧ください。1 款総務費、3 項 1 目認定審査会費、10 節需用費、説明欄 1、認定審査経費、消耗品費 7 万 1,000 円であるが、介護認定審査会のシステムのリース契約満了に伴い、返却するサーバー内に保有する個人情報のハードディスクドライブの買取り費用を追加するものだ。2 款保険給付費、1 項 1 目居宅介護サービス給付費の財源更正は、特定財源である低所得者保険料軽減繰入金を追加し、一般財源である保険料を減額するもので、予算額に変更はない。2 項 3 目地域密着型介護予防サービス給付費、18 節負担金、補助及び交付金 600 万円であるが、小規模多機能型居宅介護利用者の増加により追加するものだ。6 項 3 目特定入所者介護予防サービス費、18 節負担金、補助及び交付金 25 万円であるが、低所得者の食費、居住費の軽減に対する給付であり、利用者の増加により追加するものだ。3 款地域支援事業費、1 項 2 目介護予防ケアマネジメント事業費、12 節委託料 50 万 2,000 円であるが、介護予防サービス利用者の増加及び令和 3 年度介護報酬改定により増額分の追加をするものだ。4 款基金積立金、1 項 1 目介護保険給付等準備基金積立金 7,910 万円であるが、令和 2 年度の介護給付費等の精算により介護給付費等準備基金へ積立てをする保険料である。6 款諸支出金、1 項 3 目償還金、説明欄 1、国庫支出金等返還金 3,836 万円であるが、令和 2 年度の介護給付費等の精算により国及び県へ返還するものである。2 項 1 目他会計繰出金、説明欄 1、一般会計繰出金 2,035 万円であるが、令和 2 年度の介護給付費等の精算により一般会計へ繰り出すものである。7 款予備費、1 項 1 目予備費 3 万 3,000 円であるが、予算調整のため減額いたしました。説明は以上である。よろしくお願いたします。

(質 疑)

鈴木 好彦

今回の補正が額として 1 億円からあるので、どんな内容なのかなと思って興味深く見せてもらったのだけれども、要は令和 2 年度の決算ができて、繰越金が確定したと。繰越金がこれだけの額になったのでということが大体主だと思うけれども、繰越金が確定して積立金に積む、それから国庫に返す、それから一般会計に返す。繰越金がこの規模であれば、それぞれの額に配分する率というか、何かそういう配分の基準というのがあるのか。

介護保険室副参事 介護保険の事業について、一番メインになる保険給付費と、あと地域支援事業費と、あと認定審査会、いろいろ事業があるが、それぞれ国と県と社会保険診療報酬支払基金と市のそれぞれ事業ごとに法定負担割合が決まっていて、そちらを事業費の金額が決算確定したところでそれぞれの割合に合わせて、それで精算するものである。

鈴木 好彦

私は、てっきり繰越金がこれだけになったので、一定の割合でそれぞれに配分したと思ったのだけれども、逆なのだね。それぞれ返さなければいけない金がある、それが先にあって、そこに繰越金を充てていったという考え方ですね。

長谷川委員長 ですねと言っているのだから、そうなのかどうか言ってくれ。

鈴木 好彦 では、それについて確認をお願いします。

介護保険室副参事 さきに令和2年度中に国と県とあと社会保険診療報酬支払基金、あと市からも一般会計繰入金ということでそれぞれいただいております、そのいただいたものをそれぞれの割合に応じて計算して、返還するものである。

上村 正朗 すみません、8Pの一番上なのだけでも、足して、引いて、分からなくなったので、特別徴収保険料の69万1,000円が出てくる式をもう一回、すみません、ちょっとゆっくり目に説明してください。

介護高齢課長 69万1,000円であるが、低所得者保険料軽減負担金追加繰入れによる財源更正で72万6,000円の減額と不足が見込まれる保険給付費地域支援事業費の保険料負担分で141万7,000円の追加による差額分となる。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第95号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第101号 令和2年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 それでは、議題101号 令和2年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、よろしく願いいたす。本特別会計における令和2年度決算状況であるが、決算書の239、240Pになるが、予算現額61億5,090万円に対して、歳入総額62億1,432万7,014円、次のページをおめくりいただいて、歳出総額は59億8,343万5,837円で、差引き残額は2億3,089万1,177円となっている。前年度と比較いたすと、歳入は2,762万5,355円、0.4%の増加、歳出では2,381万3,955円、こちらは0.4%の減少となった。それでは、歳入の主なものだが、243、244Pを御覧願う。初めに、1款国民健康保険税、収入済額11億3,281万5,540円は、税率改定などから前年度より9,635万4,769円、9.3%ほど増加している。次に、2款分担金及び負担金、1項1目の特定健診一部負担金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、特定健康診査の集団健診を個別健診のみに変更したため、令和2年第2号補正で減額をいたしたもので、収入実績はない。次に、245P、246Pをお願いいたす。4款国庫支出金742万1,000円は、前年度より650万円ほどの増加だ。1項1目災害臨時特例補助金610万1,000円には、例年の東日本大震災被災者の療養の給付に係る特例措置実施に対する補助金1万2,000円、これは補助率10分の2であるが・・・

(何事か呼ぶ者あり)

保健医療課長 610万1,000円ですね、すみません。災害特例実施に対する補助金、これ1万2,000円、補助率10分の2に加えて、令和2年度は新型コロナウイルス感染症に係る保険税減

免額に対する補助金として608万9,000円がこの中に含まれている。補助率は10分の6となっている。2目の社会保障税番号制度システム整備費補助金132万円については、オンライン資格確認システムの対応に係るもので、被保険者番号を個人単位化するための自庁システム改修経費に対する補助金で、これは補助率は10分の10となっている。続いて、5款県支出金、44億2,305万2,617円だが、前年度より3,430万9,921円減少している。1節の普通交付金43億112万8,266円は、歳出の保険給付費用の財源として県から交付されるもので、前年度より2,117万9,495円ほど減少している。2節の特別交付金1億2,192万4,351円は、地域の実情に応じた市町村の国保財政安定のために必要な取組等に対して県より交付されるものだが、前年度より1,313万426円減少である。備考2の特別調整交付金5,342万6,000円には、国庫支出金でご説明いたした新型コロナウイルス感染症に係る保険税減免額に対して交付される災害臨時特例補助金の残りの10分の4のほか、現年度分の同減免額や周知広報に係る経費に対して交付された613万5,000円が含まれている。そのほか本市の場合は、精神疾患に係る給付費が高いことなどが特別な事情として交付されている4,503万5,000円が含まれている。続いて、7款繰入金、1項1目一般会計繰入金4億5,150万4,201円は、国、県からの保険基盤安定負担金に市の負担分を付け足したものと出産育児一時金、職員給与費等、事務費、財政安定化支援事業を合わせ、一般会計から繰り入れられたものである。次に、249P、250Pをお願いする。9款諸収入、2項4目雑入、備考欄1の県国民健康保険団体連合会補助金78万5,218円は、令和元年度から取り組んで2年目となる脳血管疾患の発症予防、重症化予防のための保健活動推進事業に対するもので、補助率は10分の10である。続いて、歳出の主なものであるが、253、254Pをお願いいたす。2款保険給付費、支出済額43億1,070万3,131円は、歳出総額の72%を占めている。被保険者数の減少や新型コロナウイルス感染症による影響などにより、前年度より1,394万584円ほど減少となっている。次のページをおめくりいただいて、3款国民健康保険事業費納付金15億1,598万2,606円は、財政運営の責任主体である県が毎年これを算出したして、市町村ごとに示された額を県に対して納付をしているもので、前年度より1,076万7,492円減額となっている。最後に、次のページをまたおめくりいただいて、4款保健事業費3,596万2,039円だが、歳入でご説明いたした国保連合会補助事業の脳血管予防に係る保健事業経費は備考欄1の保健事業経費の中の会計年度任用職員報酬、費用弁償、消耗品費にそれぞれ経費が含まれている。また、中ほどの特定健診委託料1,582万5,624円は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診率の低下などから、前年度より1,238万6,437円の減少となっている。その下になるが、湯つくり・湯たたり事業委託料126万8,400円は、1月から3月の実施事業であるが、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響により、1月、2月の延べ利用者数は昨年度より1,700人ほど下回っていたけれども、昨年度は3月4日から約1か月間事業を中止していたので、決算額といたしては前年度より10万4,000円、延べ人数で510人それぞれ増加となっている。また、人間ドック健診事業委託料935万円については、被保険者数が減少している中、前年度より5名だが増加した935名であった。簡単ではあるが、説明は以上だ。よろしくをお願いいたす。

(質 疑)

上村 正朗

244P、歳入のほう、一番上だ。収入未済額が1億500万円あるけれども、これは、

- すみません、調べてこなくて申し訳ないけれども、前年に比べると減ったのだったっけ。
- 税務 課長 令和元年度と比較いたして、収入未済額は、令和元年度で数字を申し上げる。1億2,060万5,418円であって、マイナスの1,588万9,828円ということで1,500万円の減ということである。
- 上村 正朗 収入未済額、減ったということだよ。昨年も同じこと聞いているのだけれども、保険料を滞納されている方に8月1日現在の資格証の交付の人数と短期証、去年は、去年というか、令和元年の8月1日で資格証が94人、短期証が51人というふうに聞いていたかと思うけれども、令和2年度、分かるところでいいけれども、ここで大体どのくらいだということ教えていただければ。
- 保健医療課長 令和3年8月1日現在での数字であるけれども、先ほど申し上げた令和2年の部分については世帯数である。令和3年8月1日現在の世帯数であると、資格証が90世帯、短期証のほうは65世帯となっている。
- 上村 正朗 資格証と短期証、それぞれ出す要件というか、そんなきれいに線引きできないのだったっけ。何か月以上滞納とか、そういうことではなくて、納付の状況とか、そういうのも応じて交付するのだったか、その辺教えてください。
- 保健医療課長 基本的に要綱に基づいて一定程度の金額を納めたりというところではあるけれども、今年度から資格証の方に関しては、きちんと納付意欲があるか、そこを中心として資格証の対象にするかどうかというところで、市民に寄り添った線引きができるように変更としている。
- 上村 正朗 大変ありがとうございます。子どもには資格証を出さないという市町村もたくさんあるように聞いているけれども、村上はいかがだったでしょうか。
- 保健医療課長 18歳未満の方については、資格証は出していない。
- 鈴木 好彦 255P、お願いできるか。私、国民健康保険になってから子ども生まれたこともないし、葬式を出したこともないので、実感として分からないのだけれども、出産育児一時金とか、それから葬祭費、これはどのような形で対象を捉えて、そしてどういう形で支給されているのか、ちょっと教えていただけるか。
- 保健医療課長 基本的には窓口それぞれ出生届、死亡届、市民課の窓口に出てくるので、その方々をこちらのほうに案内していただいて、関係の方については申請していただいて、書類審査の後、口座に振り込むという手続になっている。あと、出産育児一時金については、今医療機関のほうでやり取りをして、基本的に申請しなくてもこちらのほうで差額を相手に払っていただけるという制度になっている。市が出産育児一時金以外の金額をご本人が窓口で負担して、差引きで払うというような形になっている。
- 富樫 雅男 246P、5項の1目か、このところで先ほど特別調整交付金で、村上市が精神疾患が非常に多くて、4,300万円ほど交付があるというようなお話あったと思うけれども、ちょっとその辺教えていただけるか。
- 保健医療課長 こちらについては地域の特別な事情によって交付されるものであって、レセプト点検の内容を全て1年間見て、ある一定程度の金額より、件数より多い場合、該当の市町村になる。そして、その中で内容的なものを見て、交付されるものだけれども、村上市の場合やはり精神結核の特別な医療を受けられている方が多いことから、これまで例年この交付を受けている。内容的には4,000万円から5,000万円の交付を受けている内容になっている。補足があれば。

(「大丈夫です」と呼ぶ者あり)

富樫 雅男 村上市、従来からそういう精神疾患が多いのか。コロナで特に増えたということでもなく。

保健医療課長 従来から医療の分析、分析というか、状況を見ると、精神疾患に係る医療費は高いというところに位置づけられている。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第101号は、起立多数にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

委員長(長谷川 孝君) 暫時休憩を宣する。

(午前10時52分)

委員長(長谷川 孝君) 再開を宣する。

(午前11時03分)

日程第7 議第102号 令和2年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長(保健医療課長 信田和子君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 それでは、続いて議第102号 令和2年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてよろしくお願いいたします。本特別会計における令和2年度の決算状況であるが、決算書の262、263Pになるが、歳入総額7億7,132万1,594円、次のページをおめくりいただいて、歳出総額が7億7,100万1,746円となり、差引き残額は31万9,848円となる。前年度と比較すると、歳入では6,303万2,376円、8.9%、歳出では6,288万4,276円、8.9%とそれぞれ増加している。それでは、歳入の主なものだが、266、267Pを御覧願う。第1款後期高齢者医療保険料、収入済額の5億5,273万8,251円は、保険料改定や軽減特例の見直しなどにより、前年度より5,952万8,534円増加している。次に、3款繰入金、1項1目一般会計繰入金、2億1,554万8,095円については、備考欄1の保険基盤安定繰入金2億138万4,775円、これは低所得者に対する保険料軽減相当額を県と市で補填する制度であって、負担割合は県が4分の3、市が4分の1となっており、備考欄2の職員給与分、備考欄3の事務費繰入金と合わせて一般会計から繰り入れられるものである。続いて、歳出の主なものであるが、270、271Pを御覧願う。第2款後期高齢者医療広域連合納付金7億5,399万26円、これは歳出総額の97.8%を占めている。歳入の保険料及び繰越金に含まれている過年度保険料分のほか、保険基盤安定繰入金が充てられていて、前年度に比べ6,272万7,051円ほど増加している。最後であるが、第3款保健事業費である。324万9,035円の保健事業経費のうち233万1,000円が、前のページの269Pになるが、5款

3項の雑入において、湯ったり塾業務及び健康診査事業委託料の経費が対象となる県後期高齢者医療制度特別対策補助金の交付を受けている。また、湯つくり・湯つたり事業委託料79万6,800円は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、こちらは前年度より12万3,000円、延べ利用者人数で616名それぞれ減少している。簡単ではあるが、説明は以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第102号は、起立多数にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

日程第8 議第103号 令和2年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長(介護高齢課長 大滝きくみ君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 それでは、議第103号 令和2年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。275、276Pを御覧ください。収入済額の合計であるが、79億7,704万4,119円であった。次に、277、278Pを御覧ください。支出済額の合計だが、78億1,323万3,697円であった。歳入歳出差引き残額だが、1億6,381万422円を翌年度へ繰越した。続いて、歳入の主なものをご説明いたします。279、280Pを御覧ください。1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料である。保険料の収入済額が15億4,241万3,233円、不納欠損額179万8,050円、収入未済額733万2,567円である。2款分担金及び負担金、1項1目1節利用者負担金、備考欄1、給食サービス事業負担金463万8,900円であるが、1食300円の利用者負担で令和2年度は1万5,463食分となった。給食サービス事業費負担金の収入未済額は、1万2,600円で42食分となる。備考欄2、給食サービス事業負担金、滞納繰越分1万5,000円であるが、令和元年度以前分で50食となる。備考欄3、生きがい活動支援通所サービス利用料44万8,350円であるが、神林いこいの家において実施される介護予防教室の参加者負担金となる。2節市町村負担金、備考欄1、介護認定審査会費負担金351万8,000円だが、村上市、関川村及び栗島浦において共同設置している介護認定審査会の関川村及び栗島浦村分の事務費負担金である。3款使用料及び手数料については省略させていただく。次に、4款国庫支出金だが、介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金及び介護保険災害等臨時特例補助金として収入済額19億3,522万6,832円であった。次に、281、282Pを御覧ください。5款支払基金交付金だが、介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金として、収入済額20億58万2,450円であった。6款県支出金だが、介護給付費負担金、地域支援事業交付金として収入済額11億513万2,582円であった。次に、283、284P

を御覧ください。7款財産収入については省略させていただく。8款繰入金だが、介護給付費、地域支援事業、事務費等、低所得者保険料軽減繰入金として収入済額12億569万4,780円であった。5目低所得者保険料軽減繰入金8,259万5,280円だが、第1段階から第3段階に該当する方まで軽減を行った。国負担金2分の1、県、市町村がそれぞれ4分の1負担となる。対象者は6,653人だった。なお、令和元年度の精算による追加繰入れも併せて行った。9款繰越金、10款諸収入は省略させていただく。歳入は以上だ。次に、歳出の主なものをご説明いたす。287、288Pを御覧ください。1款総務費、1項1目一般管理費の備考欄1、一般管理経費254万5,776円であるが、6行目、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料135万7,125円であるが、村上市高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業計画の策定を行ったものだ。3年に1度、策定を行っている。調査委託料は、一般会計の老人福祉費と介護保険特別会計で折半しているものである。次に、289、290Pを御覧ください。2款保険給付費だが、保険給付費全体としては71億6,780万4,601円となり、前年度と比較して1億4,206万429円、2.02%の増となった。なお、この保険給付費は介護保険特別会計全体の91.73%を占めている。1項介護サービス等諸費だが、65億8,562万500円となった。内容は、例年どおりなので省略いたす。次に、291、292Pを御覧ください。2項介護予防サービス等諸費だが、1億1,111万7,601円となった。こちらも内容は例年どおりなので、省略する。次に、293、294Pを御覧ください。4項高額介護サービス等費だが、1億4,933万9,190円となった。内容についても例年どおりなので、省略いたす。次に、295、296Pを御覧ください。5項高額医療合算介護サービス等費だが、1,464万3,973円となった。6項特定入所者介護サービス等費だが、3億352万1,537円となった。3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費だが、1億532万7,326円となった。こちらも内容は例年どおりなので、省略させていただく。次に、297、298Pを御覧ください。2項一般介護予防事業費だが、1,942万3,561円となった。3項包括的支援事業・任意事業費だが、1億5,577万4,245円となった。301、302Pを御覧ください。8目任意事業費だが、備考欄の1、任意事業経費の1行目から5行目までは給食サービスの事業に係る経費である。65歳以上の単身老人世帯等で調理が困難な要援護者の方に対して給食サービスを行うと同時に安否確認を行っている。令和2年度からは山北地区での事業形態を変更して行っている。6行目になるが、認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減助成金786万8,016円であるが、平成28年度から実施したグループホームを利用する低所得の要介護者等の経済的負担を軽減するため、家賃等の助成を行っているものだ。8行目、紙おむつ等購入費助成費1,796万1,224円であるが、65歳以上の在宅者で常時失禁状態の伴う方に対して紙おむつ購入券を支給することによって在宅福祉の向上を図っている。4款基金積立金、1項1目介護保険給付費等準備基金積立金である。1億4,221万7,141円だが、令和元年度の介護給付費等の精算により介護保険給付費等準備基金に積み立てた保険料である。次に、303、304Pを御覧ください。5款公債費は省略させていただく。6款諸支出金、1項1目第1号被保険者保険料還付金、備考欄1の過誤納還付金167万8,770円だが、新型コロナウイルス感染症の影響による所得減額に対応した保険料減額や所得更正等による還付に関わる過誤納還付金である。3目償還金、備考欄1、国庫支出金等返還金4,280万6,421円だが、令和元年度の介護給付費等の精算により国及び県支払基金へ返還するものである。2項1目他会計繰出金、備考欄1、一般会計繰出金1,788万609円だが、令和

元年度の介護給付費の精算により一般会計へ繰り出したものである。説明は以上である。よろしく願います。

(質 疑)

上村 正朗 それでは、歳入のほうで280Pの1款保険料で備考で普通徴収保険料のところだ。普通徴収保険料で収入未済が391万8,503円、滞納分が413万6,894円、普通徴収という年金額、月額まず何万だったかなというのと、あとは何人分、何人滞納している方が、滞納というか、収入未済になっている方がいるのか、ちょっとそこをお聞きしたい。

税務 課長 申し訳ない、今手元に資料を用意していないので、前年度の比較とかは言えるのだけれども、ちょっと今、申し訳ない。

上村 正朗 それは、ではいいです。恐らく月額どのくらいだったか、3万円ぐらいだったか、3万円とかそのぐらいの方が普通徴収になっていたと思うので、その方が払えなくなると、現年払えないとずっと払えないような気がするのだけれども、徴収は税務課のほうでやっているのか、これは。その辺の実態がもし、3万円ぐらいの中から何千円にしても保険料を納められないということになると、ずっと納められなくて、結局不納欠損にいくしかないような気がするのだけれども、その辺どんな状況なのだろうか。

税務 課長 金額問わず、取りあえず介護保険料だけでなく、市税もそうだけれども、低所得者に対する納税相談というのはじっくり丁寧にやるようにしていて、仮に今委員3万円とおっしゃった。私まだ勉強不足で、そこら辺までちょっとよく分かっていない部分がある。ただ、分納誓約をするとか、あるいはこれから計画的に納税をするという相談の中 devenir べく欠損しないというか、滞納がないような進め方を心がけている。

上村 正朗 そういう建前を聞きたいわけではなくて、実態はどうなのか、例えば3万円だとすれば、3万円の方が納められないと、それは幾ら納税誓約しても納められないではないかと。結局不納欠損とか、そっちのほうにいかざるを得ないのではないかなというふうにまず想像するのだけれども、建前は言われなくても、申し訳ないけれども、分かるので、実態はどうかということをお聞きしたいのだが。

収納対策室長 実態ということなのだけれども、やはり収入が少ない方、年金が少ない方、様々いらっしゃるけれども、介護保険料を滞納するという方はどうしても出てくるのだろうと思う。滞納した場合に何に影響してくるかということになってくるけれども、結局サービスを受けるに当たって制限が出てくるということである。滞納している方が必要なサービスを受けられなくなっているような状況どうしても生じてはいるのだが、その際には介護高齢課と、あと税務課のほうで納税相談、同席する形を取っているし、その中で必要最小限、これだけ、ここの部分納めていただければ、今例えば施設入所している、あるいは病気でちょっと通院もしているなんていうような場合もどうしてもあるので、そういったところでも可能な限り対応できるように、ここまで納めていただければというような話もさせていただいている。ただ、個人として見れば、納めていただける部分で限りがあるので、そういったときには身内の方だとか、そういった方も交えた形で納税相談、丁寧に対応はさせていただいている。個々の滞納の状況、人数だとか、どういう状況だとなってくると個々の内容になってくるので、申し訳ない、ちょっと細かな部分が今お話しできないのだが、

一応総体としては丁寧な納税相談の対応は取っているというところであるので、よろしく願いいたす。

上村 正朗 ありがとうございます、ぜひ。罰則としては、本人負担1割が3割になるのだったっけ。いろんな段階に応じたあれか。その辺ぜひ納税相談と利用相談としっかりリンクしてやっていただければと思う。あと、別のところなのだけれども、282P、毎年聞いている、毎年といっても去年議員になったばかりで2回目だけれども、5項の介護保険保険者努力支援交付金1,461万8,000円、この中身についても毎年いろいろ変わっているのだろうなと思うのだけれども、介護保険保険者努力支援交付金、こういったことをすれば交付を受けられるのか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思う。

介護保険室副参事 医療介護保険保険者努力支援交付金であるが、こちらのほうについては、地域包括支援センターで実施している包括的支援事業ということで、包括支援センターのマネジメントだとか、あとそれから互近所ささえ～る隊とかの生活支援体制整備事業だとか、あと認知症の総合支援事業、そういったところがあったものについて使わせていただいている。

上村 正朗 他県の例とか見ると、ケアプランの点検事業とか村上でも始めたのだろうか、給付を抑えると交付金を増やす、あめとむちみみたいな感じで交付金をいっぱいもらおうとして給付を抑える、抑制する取組をして批判を受けているような市町村もあるやに聞いているけれども、村上はそういうことはないと思うけれども、その辺実態的にはどんなものなのだろうか。

介護保険室副参事 令和2年度に初めてケアプラン点検を実施している。ケアプラン点検については、令和2年度は面接方式で3件実施している。内容としては軽度者の方の生活援助中心のケアプランについて、一番最初の導入段階からアセスメントとか確認して、実際にサービス利用、その経過等を面接で確認した。全件適切にアセスメント確認等に基づいてプランを立てているということで、特にプランの変更もなく、給付費のほうについても減額等そういったのはなかった。

上村 正朗 ケアプランとかケアマネジメントの質の向上につながるようなものであれば非常にいいし、結果としてそれが自立というか、公助に向かえばいいと思うので、ぜひよろしく願いしたいと思う。引き続きいいか。

長谷川委員長 どうぞ。

上村 正朗 あと、290Pの5項の趣旨普及費の1万4,597円、これは介護保険の市民向けのパンフレットみたいなあれだろうか。介護保険の制度を説明するようなパンフレットの印刷製本費みたいなのはここではないか。ほかのところなのだろうか。どこに出ているだろうか。この290Pの趣旨普及費ではないか。

介護保険室副参事 こちらの趣旨普及費については、介護保険の制度を介護保険のサービス申請していただく方とか、そういった方とかにお知らせする介護保険の制度を説明したサービスガイドというものをつくっていて、そちらの経費である。こちらのほうで、毎年何回か制度が変わるたびだとか、年度が変わるたびに確認を行って、更新をしているところである。

上村 正朗 制度のパンフレットだね。私も去年もらったけれども、こんな紙で印刷してあるやつだね。私新潟とか新発田のパンフレットももちろんもらっているのだけれども、村上でああいうものをイメージしてきたら、わら半紙印刷のやつをもらえたので、もうちょっと何か、村上市民はほかのところはどういうのを配られているかと

というのは分からないから、まあいいと思うけれども、私みたいに新発田から来ると何だこれはみたいな、体裁だけではなくて、保存とか、そういう面でももうちょっとお金かけてやったほうが結果として省力化というか、安上がりになるような気がするけれども、その辺いかがだろうか。

介護保険室長 サービスガイドということで、先ほどお答えしたように、年度内で制度改正とか、あと事業をする中で変更等あった場合に校正をかけて配布していて、それらのカラー刷りのものも確かに他市で使われているというところは承知しているけれども、年度内の更新作業等があるので、経費的にカラー刷りのものだと、また多くの費用がかかるところもあるので、現在としては自前で作成している状態である。また、今ほどの委員のご意見、参考にさせていただきながら、よりよいものに努めさせていただきたいと思っている。

上村 正朗 分かった。新発田も新潟も制度改正のたびにもちろん直しているのは当たり前なのなので、それは村上だけの事情ではないと思うので、ぜひもうちょっと使い勝手がいいものをお願いできればと思う。もう一つ、302Pの任意事業費だ。8項任意事業費の給食サービスというのは、村上は123ではないし、ワンツースリーさんだろうか、事業者名言ってから、とても言いにくいものだけれども、ケアマネさんとか、やっぱり何人からも話を聞くと、あまりおいしくないというか、いう声がケアマネさんからはたくさん私はお聞きする。もうちょっとおいしくしてもらえませんかという話をしても契約の関係とかでなかなかうまくいかないみたいな話もあるけれども、せっかくお金をかけてやるのであれば、私食べたことがないのでよく分からないけれども、行くところのケアマネさんに聞くと、市に伝えてもらいたいことはないかということ、弁当がまずい、弁当がまずいという話をよく聞くので、いや、真偽のほどは分からない。その辺せっかくお金を使うのだから、見直すというか、そういうことというのは難しいものだろうか。

介護高齢課長 その業者さんのほうのお弁当なのだが、実際そういうお話も聞かれる。内容としては、しかし栄養面を考えたお弁当であって、減塩とか、あと高齢者向けに作っていただいているというところと、あと栄養面も非常に大事なけれども、見守りも兼ねて、あと安否確認も兼ねてやっていただいているので、そこでは非常に効果も上げていただいているので、その話は承知している。

上村 正朗 独り暮らしの高齢者にとって、食べるというのは非常に楽しみなので、うちの親、九十幾つまで、99ぐらいまであれして、ここのお弁当も食べていたと思うけれども、そのぐらいになると健康よりも、健康よりもという言い方おかしいけれども、健康も大事だけれども、おいしいものを食べたいということもあると思うので、課長、その辺は十分把握されているようなので、やっぱりせっかく税金使ってやっているわけだから、利用されている方からおいしくなったねと言われるような企業努力もちょっとプッシュしていただくとありがたいと思うので、よろしくお願ひしたいと思う。

鈴木 好彦 介護事業を支えている人たちというのはたくさんいると思うのだ。いろんな職種の方がいると思うのだが、ここはケアマネジャーについてだけちょっとお聞きするけれども、この事業を支えているケアマネジャー、今何人ぐらいおられるものなのだろう。

介護高齢課長 すみません、詳細な人数が分からないので、調べて報告いたす。

鈴木 好彦 結局この介護制度を支える重要なポジションだと思うのだ、ケアマネ。それで、将

来的に人数が不足するとか、あるいは余る分にはいいのだろうけれども、現在活躍されている方もリタイアされていくということも想定されるので、その実数が把握できていないということに1つ驚きある。それと、ではそれは後で答えていただけるとのことだから、もう一つ聞くが、この決算書の中でケアマネの対価、ケアマネという仕事をする対価というのはどこに現れてくるのだろうか。

介護保険室副参事 介護保険のケアマネジャーに対する事業についてなのだけれども、こちらの地域支援事業の、予算書でいうと297P、298Pを御覧いただきたいと思うのだが、3款1項2目介護予防ケアマネジメント事業費の中に備考欄1の介護予防ケアマネジメント事業経費の会計年度任用職員報酬と期末手当、社会保険料についてケアマネジャーに対する経費ということで・・・

(何事か呼ぶ者あり)

介護保険室副参事 失礼した。事業所のケアマネジャーに払う費用については、今ほどの介護予防ケアマネジメント事業経費の介護予防ケアマネジメント委託料のところにケアマネジメントを地域包括支援センターのほうから委託として出す費用がある。

(何事か呼ぶ者あり)

介護保険室副参事 あと、すみません、給付の部分については、ケアマネジャーに対する対価としては、291Pと292Pに2款1項9目居宅介護サービス計画給付費2億9,599万909円と、あと293P、294Pの中にある2款2項7目介護予防サービス計画給付費の1,762万8,443円がケアマネジャーに対する対価である。

上村 正朗 それでは、歳出で4款の基金積立金の関係でちょっとお聞かせください。304P、1枚はぐって支出済額が1億4,221万7,141円で、令和2年度末の基金の残高が8億一千四百万何がしだと思うけれども、この積立金の例えば額とか率とか、何か目安としてこのぐらいは積み立てておくべきだみたいなのが国の基準というか、そういうので示されているのか。示されているとして、その積立金額の額は適正なのかというか、毎年うまくいけば、毎年積み立てていけるのだと思うけれども、3年間の保険料とか給付に関わることなので、ちょっとその辺、まず基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思うが。

介護保険室長 基金の積立に関して、国で定められているような基準というものは特にはない。介護の会計の中で事業計画を組んで、給付行っていくわけだけれども、会計を運営していく中での必要額というか、保険料との兼ね合いなども含めて残高を持っているような形だけれども、現在のところは取崩しなく、今積んで、積立teを行ってきたような状態である。

上村 正朗 積立teをして、基金を増やして、保険料は上がっているわけだね。なので、考え方としては基金を取り崩して保険料を上げないとか、上げるのを抑制するという考え方もあるし、そういうことをやっているのかもしれないけれども、第8期の介護保険事業計画としてはその辺どうなのかなと、保険料の低減、保険料を下げるのに使うのではなくて、ある程度見通しというか、そういう、でも保険料が上がっていかないためにも取り崩して使っているのだったか、その辺ちょっともう一度説明していただきたいと思うが。

介護保険室長 今ほどの委員のご質問のとおり各事業計画の中で3か年の給付見込みを立てて、その中で給付額と保険料、あと国から来る部分もあるので、勘案して、保険料を算定しているけれども、その中で8期計画であると3か年の中で積立金の取崩し額を1億2,400万円として見込んで今の保険料の算定をさせていただいている。ちなみ

に、第7期計画では3か年で2億1,400万円の取崩しの予定だった。これについては、3か年の中で取崩しを行った実績というのは、先ほど申し上げたとおり取崩しは行っていない。計画見込んだ中よりも、一番の要因としては瀬波病院の国の療養型から施設の転換というところで瀬波病院の転換、医療から介護の部分に関わる部分として計画を見込んでいたけれども、それが今の8期ということでずれ込んできた部分として給付があまり大きくならなかったというところが考えられる一番の要因かと思うけれども、今ほど申し上げたように各事業計画ごとに給付と保険料、その他のバランスを見ながら保険料を極端に上がらないように基金の取崩しなどを考えて運営を行っている状態である。

鈴木 一之 288Pの認定審査経費のところなのだが、今のコロナ禍でもあって、外出とか、それこそそれぞれの事業がない中で認定審査というか、介護認定の審査状況というか、今現在どのような人員になっているのかと、併せてそして途中から区分変更とか、そういうことも含めて今の現状をちょっと聞かせていただければと思う。

介護高齢課長 介護保険の認定審査会における認定者数だけれども、令和2年度については新規で申請された方が863人、変更申請の方、先ほど区分変更申請ということを委員のほうからあったけれども、途中で変更した方は418名になる。そして、介護認定だと認定の期間の時期が1年とか2年とか時期があるけれども、その更新時期が来たときの更新申請という、申請された方が2,460名になる。計令和2年度については3,741人の方が申請されている。更新も含めてだ。

鈴木 一之 状況とすれば、軽度から重度というか、ある程度推移等を見ると、今の状況になると改善された云々というよりも、認定度というか、それがやっぱり上のほうになっているのだろうか。

介護高齢課長 令和3年3月末現在だけれども、介護度別の認定者数があるので、ご報告するが、要支援1、一番介護度の低い方になるが、366人、要支援2が403、要介護1が947人ということで、要介護1が一番多いわけだけれども、ただ介護保険についてはサービスを使う方については今よりもよくなっていたきたいということで介護サービスは提供しているので、その改善の率をちょっと追ってはいないけれども、そのような目的で介護度を少しでも軽くするというので介護サービスは提供しているけれども、やはり高齢者化率が高くなっているの、どうしても認定者数は毎年少しずつ増えているというような状況ではある。

鈴木 一之 そして、途中で年度の中で区分変更みたいな格好の中での申請あって、それで軽度になればあれなのだけれども、それでもまた現状維持とか、例えばそれ以上になるとかというの、やっぱり今のコロナ禍も含めてあるのかなと思っているのだが、その点はどうか。

介護高齢課長 詳細な調査はしていないが、やはりコロナ禍の中で外出の機会が非常に減っているということもある。そのために人と接する機会が減ったり、社会との交流が少なくなることで認知症がちょっと進んでしまったとか、下肢筋力が低下したというような状況はあるのかと思うので、そちらのほうは本当に注視しながら、悪化しないように支援していければと思う。

稲葉久美子 税務課にお聞きしたいのだけれども、収入の中で不納欠損ってあるではないか。回収不能になったという意味なのだと思うのだが、保険料にしても保険税にしてもどこにも不納欠損がついて回るということで、5年くらいの期間が過ぎたらというような形になっているのではないかと思うのだが、その年代というのかな、また年金

が出れば年金から差し引かれるけれども、年金出る前については自分で支払わなければならないとかいうふうな形で未納になっている部分もあるのではないかと思うのだが、そこら辺については全体的にはどんなものなのだろうか。

収納対策室長

今ほどの委員のお問合せの件なのだが、年金がまだもらえていないとか、その辺のちょっと個々の状況までは把握はしていないのだが、介護保険料の年税額、年間の料金の金額については市民税の課税の状況、あとは世帯での課税の状況、収入の状況によって、段階によって金額が変わってくるので、年金まだ受給されていない方についても、それなりの段階の金額で請求が行っている状況であろうかと思う。介護保険料、不納欠損、時効になる年数、税のほうよりも短い期間ではあるのだが、先ほどの質問にも関連があるかと思うけれども、必要なサービスを受けるために納税相談についても、そういった方もし必要であれば行っているところであるし、全く収入がないという状況なのであれば、納税相談以前に福祉のほうでの相談という形にもなるかもしれないので、その辺はケース・バイ・ケースでまた福祉のほうとの連携なども取っているので、ちょっと個別の状況での対応になろうかと思う。

稲葉久美子

私もある人のことでそれを経験したことあるけれども、いざお医者さんにかかる、救急車で運ばれたら、保険証もなかった。介護保険も使えないという状況の中で入院になったわけだ。それで、慌てて市役所で税務課で調べたら、もう納付されていないということが分かって、結局本人最初のうちは納付していないという、その人は年金もらう前のことだからあれだけでも、納付しなければならないというふうに納付書が送られてきた段階で分かるのだろうけれども、納付しないのが重なっていくとだんだんとそれが平気になってしまって、お医者さんかからなければ要らないのだろうみたいな形でまず納付しなければならないという気持ちがだんだん薄らいでいくというような形になっていくのだ。それで、本当に経済的に大変だったら、納付しようという姿勢があればまず相談に行って、分納するとかということもあると思うけれども、本当そういう意味で生活が変わらないとそういうふうに気づかないとか、納付しないことが、そんなこともあるものだから、さっきそれこそ上村委員さんから言われたように、介護保険の制度でこのぐらいということでもう詳しく説明する機会とか、それから国保にしてみればお医者さんにかかる機会のこともあるし、ある一定の年齢になると本当に当然使わなければならない時期って来るわけだから、その辺についても皆さんにもっと分かってもらえるとか、そういうことをやっていかないと、不納欠損で落とされればそれで終わりというような状況ではやっぱりうまくないのではないかなというふうにも思うのだ。そこら辺もしあれだったらそこで考えてほしいとか、いろいろ苦労されているのとは思うのだけれども。

税務 課長

今室長が申し上げたとおり、先ほど上村委員の質問にもあったとおりでけれども、当然収入の低い方、生活保護につなげるぐらいの人もある。私どもは丁寧な対応というのは常に常にこれはやっているし、今後も変わらない。要は不納欠損になるかというところのことについては、実は金額的には不納欠損は令和元年度に比べれば若干令和2年度のほうが金額下がっている。なので、丁寧な納税相談と何回も言うけれども、その前にやはり住民にきちんと寄り添って、このぐらいの収入がある、ではこういうふうに納税していこうか、あるいは少し待ってこういうふうにしようかということで介護保険サービスを切らさない、つなげられるような仕組みづくりとか、担当課とも当然連携を図りながら、しかも不納欠損、滞納がなるべく少

なくなるような努力は今後も続けていきたいと思っている。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第103号は、起立多数にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された議案の審査等を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（長谷川 孝君）閉会を宣する。

(午前11時59分)